

鳥取県当事者・家族等のピアサポート活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県当事者・家族等のピアサポート活動支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、ピアサポートに取り組む県内団体に対し活動費を補助するとともに、新たに孤独・孤立にかかる課題に直面する者同士で相互理解、相互支援といった活動を行うピアサポーターを支援する団体への助成を行い、経費の問題から二の足を踏んでいる本人や家族による創始を後押しし、既存団体の活動の活性化を図ることにより、ピアサポートの推進や自助グループの育成を図り心の連帯を拡げて孤立を解消することを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、事業費について補助の対象とする期間を年度の当初からとする場合には、毎年5月10日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式ア及び様式イによるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式ウによるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助事業ごとに別表の第5欄に定めるもの以外の変更とする。

- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式ア及び様式イによるものとする。
 - 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
 - 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式エにより速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（財産の処分制限）

第8条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
- 3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

（提出書類の部数等）

第9条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正本1部とする。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年9月28日から施行する。
- 2 令和5年度事業にあつては、要綱第4条第1項中「毎年5月10日」とあるのを「令和5年12月20日」と読み替えて適用する。

別表（第3条、第6条関係） 事業実施主体にあつては、欄外の要件を満たす団体であること

1 補助事業	2 事業実施主体		3 補助対象経費	4 補助率	5 補助の上限額	5 重要な変更
1 ピアサ ポート 団体	新規団体 (注2)	職員体制（注 4）あり	(1) 人件費 (2) 活動に係る 立ち上げ経 (注5) (3) 活動費 (注6)	9 / 10	50万円	補助金の増 額を伴う変 更
		職員体制なし	(1) 活動に係る 立ち上げ経費 (2) 活動費	9 / 10	10万円	
	既存団体 (注3)	職員体制あり	(1) 人件費 (2) 活動費	1 / 2	50万円	
		職員体制なし	活動費	1 / 2	10万円	
2 ピアサ ポーター 支援団体 (注1)	新規団体	職員体制あり	(1) 人件費 (2) 活動に係る 立ち上げ経費 (3) 活動費	9 / 10	100万円	
		職員体制なし	(1) 活動に係る 立ち上げ経費 (2) 活動費	9 / 10	100万円	
	既存団体	職員体制あり	(1) 人件費 (2) 活動費	1 / 2	100万円	
		職員体制なし	活動費	1 / 2	100万円	

(注1) ピアサポーターを支援する活動に取り組む団体

(注2) ピアサポートを新たに行おうとする団体又は申請の時から1年前までにピアサポートを開始した団体

(注3) 申請の時から1年より前からピアサポート活動を行っている団体

(注4) 医療や福祉の有資格者や専門研修を受講した職員または役員の配置により、決まった時間に相談を受け付けるなど事務局の体制

(注5) 施設改修、備品購入などで、個人の資産形成となるような物品購入経費等は対象外

(注6) 会議室等賃借料、広報費、通信運搬費、印刷製本費など

事業実施主体の要件

(1) 同じ悩みを抱える方々の当事者会や家族会等のピアサポート活動またはピアサポーターを支援する活動に取り組む県内団体であること。なお、ピアサポーターを支援する活動とは、ピアサポーターの実践上の困りごとや悩みなどへのフォロー、効果的な手法のアドバイス（スーパーバイズ活動）をいう。

(2) ピアサポート活動は、ひきこもりや難病等の患者の本人や家族、ケアラー、その他障がいや要介護にある本人や家族と同程度の日常生活への支障がある人を対象としていること

- (3) ピアサポート活動は、本人や家族のエンパワーメントにつながる活動であること
- (4) 3名以上で構成される団体で、代表者が明らかであること
- (5) 団体の活動目的を明らかにしていること
- (6) 営利又は政治活動もしくは宗教活動を目的としていないこと

年 月 日

鳥取県知事 ○ ○ ○ ○ 様

住所
申請者 氏名
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

○○年度鳥取県当事者・家族等のピアサポート活動支援事業補助金交付申請書

鳥取県当事者・家族等のピアサポート活動支援事業補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助事業等の名称	鳥取県当事者・家族等のピアサポート活動支援事業補助金
算定基準額（見込み）	
交付申請額	
添付書類	1 事業計画書 2 収支予算書(に準ずる書類)

(注)

- 1 算定基準額が確定している場合は「算定基準額」欄の「（見込み）」を削除すること。
- 2 鳥取県補助金等交付規則第6条の2各号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。

様式ア（第4条、第7条関係）

〇〇年度鳥取県当事者・家族等のピアサポート活動支援事業計画（報告）書

1 事業の目的

2 事業の内容

(1) ピアサポート団体、ピアサポーター支援団体の別（該当する項目に○をすること）

ア ピアサポート団体

イ ピアサポーター支援団体の別

(1) 対象者

ア 事業の対象として想定する者

イ アの人数 人

ウ イのうち、実施する事業の利用を予定している人数 人

(2) 事業内容

ア 職員体制のある団体

(ア) 職員の氏名、資格・専門研修

氏名	医療や福祉について有する資格または受講した専門研修

(イ) 決まった時間に対応する内容

対応する内容（相談受付等）	対応する日・曜日、時間	対応する者（アの氏名）

3 事業を実施することで期待する効果

様式イ（第4条、第7条関係）

〇〇年度鳥取県当事者・家族等のピアサポート活動支援事業収支予算（決算）書

1 収入

(単位：円)

	本年度計画(a) または 本年度実績(c)	昨年度実績(b) または 本年度計画(d)	差引(a-b) または 差引(c-d)	備考
県補助金				
その他補助金				
その他 ()				
自己財源				
計				

2 支出

(単位：円)

	本年度計画(a) または 本年度実績(c)	昨年度実績(b) または 本年度計画(d)	差引(a-b) または 差引(c-d)	備考
報酬				
報償費				
旅費				
需用費				
役務費				
委託料				
使用料及び賃 借料				
備品購入費				
計				

様式ウ（第5条関係）

年 月 日

様

職 氏 名

〇〇年度鳥取県当事者・家族等のピアサポート活動支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県当事者・家族等のピアサポート活動支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、「鳥取県当事者・家族等のピアサポート活動支援〇〇〇〇事業」とし、その内容は、・・・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・・・・・・・とする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県当事者・家族等のピアサポート活動支援事業補助金交付要綱（令和5年9月28日付第202300148846号鳥取県福祉保健部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

鳥取県知事 ○ ○ ○ ○ 様

住所
申請者 氏名
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

年度鳥取県当事者・家族等のピアサポート活動支援事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日 第 号による交付決定（内示）に係る事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、鳥取県補助金等交付規則第12条第3項の規定により申請します。

記

補助金等の名称	鳥取県当事者・家族等のピアサポート活動支援事業補助金
交付決定（内示）額	
変更（中止・廃止）後の額	
差 引	
変更（中止・廃止）の時期	
変更（中止・廃止）の理由	
添 付 書 類	1 変更（中止・廃止）後の事業計画書 2 変更（中止・廃止）後の収支予算書（に準ずる書類）

年 月 日

鳥取県知事 ○ ○ ○ ○ 様

住所
申請者 氏名
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

年度鳥取県当事者・家族等のピアサポート活動支援事業実績報告書

年 月 日 第 号による交付決定に係る事業の実績について、鳥取県補助金等交付規則第17条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助金等の名称	鳥取県当事者・家族等のピアサポート活動支援事業補助金	
交付決定	算定基準額	交付決定額
実績		
差引		
添付書類	1 事業報告書 2 収支決算書(に準ずる書類)	

鳥取県知事 ○ ○ ○ ○ 様

申請者名：

〇〇年度鳥取県当事者・家族等のピアサポート活動支援事業仕入控除税額確定報告書

令和 年 月 日付第 号で交付の決定通知（又は変更決定）があった補助金について、鳥取県当事者・家族等のピアサポート活動支援事業補助金（以下「交付要綱」という。）第8条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付要綱第8条の規定による補助金額の確定額
（令和 年 月 日付第 号による補助金交付決定額）
金 円
- 2 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額
金 円
- 3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
金 円

（注）記載内容を確認できるための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付してください。

助成対象経費の内訳

	事業費 (項目ごと)	課税仕入れ			非課税仕入 れ・不課税仕 入れ	合計
		課税売上対 応分	非課税売上 対応分	共通対応分		
対 象						
経 費						
の 内						
訳						
合計						